

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	7 番	山 田 成 利 君
8 番	広 瀬 隆 博 君	9 番	乾 豊 君
10 番	若 山 隆 史 君	11 番	藤 墳 理 君
12 番	中 村 ひとみ 君	13 番	富 田 栄 次 君

欠席議員（1名）

6 番 鈴 木 準 二 君

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 課 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 中村ひとみ君、13番 富田栄次君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（若山隆史君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 水野忠宗君。

〔3番 水野忠宗君登壇〕

○3番（水野忠宗君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、3番 水野忠宗でございます。よろしく申し上げます。通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

私からは、垂井町の水道水についてお尋ねをしたいと思っております。

垂井町の水は地下水を利用しており、その水源が独自の成分を含んでいるため、特有の味が生まれています。垂井町の水はしっかりとした硬度と豊富なミネラルが特徴で、口当たりがよく、さっぱりとした味わいが楽しめるようでございます。

さて、国土交通省と環境省は、共同で水道施設におけるPFOS及びPFOAの検出状況を把握するため、水道事業、水道用水供給事業及び専用水道を対象に、令和6年5月29日に水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査を発出し、11月29日、全国の水道水の検出状況の調査した結果を初めて公表しました。

最新の調査では、国の暫定的な目標値を全ての地域で下回っていましたが、昨年度までに14か所で目標値を上回っていたとのことです。

PFOSとPFOAは人工の化学物質で、1948年にアメリカの化学メーカーによって初めて商業的に開発されました。炭素とフッ素の強力な結びつきによってつくられ、現在確認されているPFASの種類数は、数千以上または1万以上あるとも言われております。

水や油をはじき、熱にも強い特徴などから、防水服、半導体、航空機火災に使用する泡消火剤、フライパンのコーティングなどに幅広く使われてきました。長く環境に残り、体に蓄積されやすいことから、永遠の化学物質とも呼ばれています。

海外の研究では、PFASの一部の物質が発がん性や子供への成長の影響など有害性が指摘されており、PFOS、PFOAなどの3つの物質は国際条約で製造・使用が禁止されています。

PFOAとPFOSについては、健康に影響が生じないと考えられる水準として、合計で水道水1リットル当たり50ナノグラムという暫定目標値を設定しています。体重50キロの人が、生涯にわたって毎日2リットルの水を飲んでも健康に悪影響がない水準だということです。

垂井町の水道水について、検出の状況として、令和3年、定量下限値未満、令和4年、6ナノグラムパーリットル、令和5年、9ナノグラムパーリットル、令和6年、6ナノグラムパーリットルとの公表をしました。

町のホームページでは、栗原水源地の検査結果であり、ほかの第1水源地、第2水源地、北部浄水場については不検出とのことでした。

栗原水源地は地下40メートルの深井戸から揚水ポンプで取水し、除鉄処理、塩素消毒を行い、送水ポンプで配水池に貯水した後、栗原給水区域へ自然流下で各家庭に給水をしております。この地区では安全な水として日常生活で活用がなされているところでございます。

そこで、以下の5点についてお伺いします。

栗原水源地の検査結果の令和6年、6ナノグラムパーリットルについてのお考えはいかがですか。

また、令和3年、定量下限値未満であったのが、令和4年度以降について数値が検出をされております。今後の見込みはどうでしょうか。

また、どのような水質基準項目について検査をされているのか、お教えてください。

2点目、栗原地内では、テトラクロロエチレンによる土壌・地下水汚染による栗原水源の影響はないのかどうか、現状はどうかにかについてでございます。

3点目、PFOS及びPFOAが不検出となるための対応策についてのお考えはいかがですか。

4点目、PFASは化学工場などで製造・使用されたほか、基地や空港などで使われていました。垂井町のPFOS、PFOAは感染源がどこかというところでございます。

西濃地域では、5ナノグラムパーリットル以上の値が出た水道水は栗原水源地だけのようですが、近隣の状況はどうでしょうか。

5点目、人体に蓄積されたPFOS、PFOAの健康への影響はどうでしょうか。

よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） おはようございます。

私から、水野議員からの御質問、垂井町の水道水についてお答えをさせていただきます。

有機フッ素化合物、PFASにつきましては、1万種類以上の物質があるとされています。そのPFASの中でも、PFOS及びPFOAは、議員御説明のとおり幅広い用途で使用されてきました。その性質は、自然環境下では分解されにくい難分解性、生物の体内に蓄積されやすい高蓄積性、地球規模で移動する長距離移動性などの性質があるため、現時点では北極圏な

ど世界中に広く残留していると言われており、環境や食物連鎖を通じて人の健康や動植物の生息、生育に影響を及ぼす可能性が指摘をされております。そのため、国際的な条約でPFOSは2009年、PFOAは2019年に廃絶等の対象とすることが決められ、我が国でも製造、輸入等を原則禁止しております。

厚生労働省では、水道水について令和2年4月にPFOS、PFOAを水質管理目標設定項目に位置づけ、その2つの合計値で50ナノグラム毎リットル以下とする暫定目標値を定めました。その後、他の自治体において、水源から暫定目標値を超えるPFOS及びPFOAが検出され、多くの報道等があり、現在に至っております。

それでは1点目、栗原水源地の検査結果6ナノグラム毎リットルについての考えは。また、今後の見込みは及びどのような水質基準項目について調査しているのかにつきましてお答えをさせていただきます。

まず水質基準項目につきましては、水道法第4条の規定に基づき水道基準に関する省令で定める一般細菌を含む51項目について、法に基づく頻度により水質検査を行っております。

また、この水質基準を補完する基準として、評価値が暫定的で基準レベルは高くないものの水質管理上注意が必要な項目として、厚生労働省通知による水質管理目標設定項目のうち23項目を第1水源5号取水井戸にて検査を行ってきました。

この有機フッ素化合物、PFASの一種であるPFOS、PFOAもこの水質管理目標設定項目の一つで、本年度の調査において栗原水源地から議員御説明の6ナノグラム毎リットルの検出がありましたが、国が示しております暫定目標値である50ナノグラム毎リットルを大きく下回っており、今後の見込みとしましても、検査数値に暫定目標値を超えるような大きな変化はないものと考えております。

続きまして2点目、栗原地内におけるテトラクロロエチレンによる土壌地下水汚染による水源への影響と現状につきましてお答えをいたします。

こちらの水質は水道法に定められた水質基準項目の検査項目であるため、毎年継続して栗原水源地の調査を行っております。これまでも、その基準値である0.01ミリグラム毎リットル以下であり、水源への影響はないことを確認をしております。

3点目、PFOS及びPFOAが不検出となるための対応策につきましてお答えします。

まず日本でのPFOS、PFOAの規制状況についてでございますが、第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入等も原則禁止されており、環境省のモニタリングによりましても、一般環境中の濃度は減少傾向にあるということで、本町におきましても、継続的な水質検査による監視と栗原給水区域を相川右岸低区給水区域へ施設統合することにより、水源の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

4点目、垂井町のPFOS及びPFOAはどこから来たのか。また、近隣の状況はどうかにつきましてお答えいたします。

水源が深層地下水であるため、汚染源の特定は難しいと考えております。

また、近隣水源の状況につきましては、定量下限値である5ナノグラム毎リットル未満の状況であることを確認をしております。

最後に5点目、人体に蓄積されたPFOS及びPFOAの健康への影響につきましてお答えします。

現時点で国が示します暫定目標値である50ナノグラム毎リットルにつきましては、議員御説明のとおり、この濃度以下であれば人の健康に影響がないとされている基準値であり、国内においてもPFOS、PFOAが主たる要因とされる健康被害が発生したという事例は確認をされておられません。そのため、栗原水源地で検出された値につきましても問題はないと考えております。

なお、どの程度の量が人体に入ると影響が出るのかにつきましては、いまだ十分な知見が得られていないため、日本をはじめ、国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められておりますが、PFOS、PFOAが人体にとって有害であることに変わりはないため、引き続き国等による最新の科学的知見につきましては注視していかなければならないと考えております。

以上、水野議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 3番 水野忠宗君。

○3番（水野忠宗君） 御丁寧に回答いただきまして、少しは安心したところでございます。

今後の垂井町の水道水のうち栗原水源に関しては、相川水源地の水と統合化されるということもございしますが、それについては大体いつ頃とか、財政上いろいろあるかと思えますけれども、統合していくという方向であるということによろしいかと思えますが、結局、垂井町の水というものは、安心・安全に垂井町の住民の皆様へ供給するということが大切なことであるというふうに考えております。ぜひ安心して飲める水道水供給に今後とも御尽力をいただきまして、今後ともこういった数値についても、しっかりとホームページでも公開されておりますけれども、垂井町全体の水がPFOS、PFOAが検出されたようなふうな感じにも受けまので、ぜひその辺、町民のために垂井町の水は安全ですよというところも今後とも発信をいただければと思いますので、再質問はございませんので、これで私の質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

〔1番 江上裕子君登壇〕

○1番（江上裕子君） 江上裕子でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

さて、今年もいい部屋ネット街の幸福度ランキング&住み続けたい街ランキング2024岐阜県版が発表されました。不破郡垂井町は住みこちランキングでは3位、住み続けたい街ランキングでは5位となっています。やはりこれは今まで取り組んできた施策が住み心地や住み続けたい街のランキングの評価となって表れてきていると考えます。

本町は交通アクセスが非常によく、豊かな自然があり、そして働く場所が通勤圏内に多数あります。そのことから、大垣市や岐阜市、名古屋市などのベッドタウンとしての一面もあります。また、買物をする上でも様々な商業施設があります。そして、子育て支援が充実していることも、住み心地がよく、住み続けたい理由として大きく影響しているのではないかと考えます。これらのことを踏まえて質問をしてみたいです。

先日、ある会合でお話をする機会がありました。そのとき話題に上がったのは、やはりこの住みこちランキングのことですが、本巣郡北方町では住みこちランキングでも1位であり、幸福度ランキングも1位です。そこで、垂井町でもぜひそういったことも考えてほしいという御意見をいただきました。私はその御意見をお聞きしたとき、確かにそうだ、シンプルだけどとても大切なことだなと感じました。

順位にこだわり過ぎる必要はないと思っています。しかし、考え方としては、この垂井町に住んでいる町民の皆さんが幸せを感じられる町にする、そういうことはとても大切なことです。幸せを感じられる町にしてほしい、このシンプルな御意見を聞いたとき、町政の原点はそこにあるのではないかと感じました。

先ほどの幸福度ランキングの話に戻ります。

その回答方法ですが、ホームページによりますと、評価方法としては、全体としてみて、あなたは幸せですか、あるいは不幸せに対して、1点は「非常に不幸」から10点は「非常に幸福」までの10段階で評価をしてもらい、その平均値を10倍したものを100点満点に換算しているとのことでした。

より多くの町民の皆さんが幸せと感じられる町にすること、そういった概念を言葉にして実行していくことは非常に重要なことであると考えます。では、どうしたら幸せを感じていただけるのか。幸せの形は非常に抽象的で、人によってそれぞれ幸せの形は違います。そういった中で、いま一度みんなでこのことについて考えることが大切であると考えます。

1つは、都市計画の観点からの幸せ、地域のコミュニティーの形成による幸せ、子育て環境の充実による幸せ、防災意識を高め災害を防ぐことも幸せにつながると考えられます。これらのことは目に見えやすく、評価もされやすいかもしれませんが、しかし、一方で生きづらさを感じている方々にそのことを解消していただくための対応、このこともとても重要なことになってまいります。全ての人により幸せになるためには欠かせないことです。

生きづらさといえば、先日、垂井町社会福祉大会において、応援ソングライターのyu-kaさんがピアノの演奏に合わせながら、楽しくそのことをお話ししてくださいました。

発達の個性には、ASD（自閉症スペクトラム）、これはコミュニケーションや社会性に困難があります。ADHD（注意欠如・多動性）は、注意力が低く、集中力も低いと言われています。衝動的で多動な行動を取ってしまうことがあります。LD（学習障がい）は、読み書きや計算など特定のことに困難があります。発達性協調運動障がいは、体の動きやバランスに困難があります。チック症は、無意識に動作を繰り返したり、無意識に声を出したりします。こ

ういったものがあります。

応援ソングライターのyu-kaさんは、自らをADHDであり、忘れ物をしてしまったり、注意深く行動することが苦手であるとおっしゃっていました。これを凸凹と表現しておられ、できることと苦手なことがある。そして生きづらさについてもユーモアたっぷりにお話しいただきました。yu-kaさんのお話をお聞きし、そういった御苦勞があることに理解を深められた方も多いと思います。

この発達の個性を、何の知識もなく、個性だから大丈夫と周りの人が思い込んでしまっただけでは、生きづらさを解消することにはつながらないと思います。やはりまずはしっかりと知識を持って理解を深めることが重要であると考えます。例えば、この個性に気づかずに何度も忘れ物をしたことを叱り続けたらどうなるでしょう。そういった特徴を持っていて、わざとやっているわけではありません。そのことを知らずに叱り続けたら、自己肯定感が低くなり生きづらさを感じ続けることになると思います。二次的な症状として鬱を発症することもあると聞いています。そうならないように、より多くの人々に理解を深めてもらえるような活動をするのも重要になってまいります。

ほかにも様々な発達の個性がありますが、時間に限りがありますので、この場ではあとASD（自閉症スペクトラム）についてお話ししたいと思います。これはコミュニケーションや社会性に困難がある個性です。自閉症スペクトラムとは、自閉症の程度の差を連続的に捉える概念のことです。生きづらさを感じない人から感じる人、また強く生きづらさを感じる人まで連続的に存在しており、その境界は曖昧であるという概念です。

この概念は私にはとてもよく理解できます。それは、自閉症の連続体のどこかに私たち誰もが入っていて、生きづらさを感じるか感じないか、その差は曖昧である。つまり自閉症は決して人ごとではなく、連続体の存在する場所の少しの違いで生きづらさを感じたり感じなかったりする。ただそこに強い生きづらさを感じている方に対して、他人事ではなく自分のこととしてみんなで考えていく必要がある、そのように私は理解いたしました。

そこで質問いたします。

まず1点目、発達の個性を持った方が生きやすくなるために町として取り組んでいることについてお尋ねいたします。

次に2点目、町民の皆様全体の幸せについて考えたとき、表にしっかり出ている声もあれば、潜在的な声もあると思います。その潜在的な声にも耳を傾けていく必要がある、そのように考えます。多様な意見を取り入れていくために、町として具体的に取り組んでおられることがあれば、その点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 江上議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

初めに1点目の御質問、発達の個性を持った方が生きやすくなるために町として取り組んで

いることは何かにお答えをいたします。

本町で行っている障がい者福祉施策の一つとして、垂井町障害福祉サービス事業所「垂井町福祉事業所けやきの家」を設置し、指定管理者に垂井町社会福祉協議会を指定し、管理等をお願いしているところでございます。

けやきの家では、生活介護事業及び就労継続支援B型事業を実施しており、生活介護事業では、日常生活上の支援が受けられるとともに創作的活動や生産活動の機会を提供し、身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行っています。

就労継続支援B型事業では、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行っています。また、社会との交流促進を図ることで地域の中で共に生活していくための支援を行っているところでございます。

さらに、就労継続支援B型事業のニーズが増えていることから定員を増員するため、併せて施設を安心して利用していただくため、現在改修工事を進めているところでございます。

次に、支援をつないでいくための仕組みとして、生活支援ノート「すくすく」を支援ツールとして提供しています。このノートには、御本人のプロフィールや成長の過程、また相談内容や支援の経過等を記録することができます。必要な情報が見える化することで、ライフステージの移り変わりの際に新たな支援者や関係者の方にスムーズに情報共有を行うことができ、一貫した支援を受けることに役立てていただけます。この生活支援ノート「すくすく」を見直し、より使いやすい内容に刷新し、お渡ししていく予定でございます。

そのほかには、基幹相談支援センターの設置及び西濃圏域による障害者相談支援事業の委託を行っており、地域の相談支援体制の強化を図っているところでございます。

2点目の御質問、多様な意見を取り入れるために具体的に取り組んでいることにつきましては、障がい福祉の推進の観点から健康福祉課が行っていることについてお答えします。

現在、養老町、関ヶ原町、垂井町の3町で障がい者自立支援協議会を開催しております。この協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、福祉・保健・医療関係機関、教育・雇用関係機関及び障がい者関係団体から選出された者で構成しており、関係機関の事例共有や地域の現状、課題等の情報共有及び困難事例の検討、その対策について協議を行っています。

また、本町では、障がい者福祉に関する計画として、垂井町障がい者計画、垂井町障がい福祉計画及び垂井町障がい児福祉計画を策定しておりますが、計画の策定に当たりアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査は、障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び自立支援医療の支給認定を受けている方、障がい者関係団体及び本町の障がいのある方が利用している事業所を対象に実施いたしました。あわせて、計画策定に当たってはより多くの御意見を頂戴するため、策定懇話会を開催し、構成員の皆様から生の御意見をお聞きしております。

現在の計画につきましては、令和8年度に期間の満了を迎えることから、次期計画の策定に向け、アンケート調査を実施する計画としております。より多くの方にアンケートの御協力をいただくため、ウェブ回答ができるようにも検討しております。当事者及び支援者の方からより多くの御意見を頂戴し、次期計画に反映させることができると考えております。今後とも障がい者福祉の推進を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今、御答弁のほうを頂戴いたしました。

そのお話の中で、やっぱりお一人お一人の成育ノートなんかを細やかに共有してやられたりですとか、またより多くの意見を聞くように今後ウェブなんかも考えておられる。本当に心強いことだなというふうに感じます。

ここで1つ、私が今ボランティアなんかをさせていただく中で、よく親御さんが自分を責めてしまったりすることがあるんですね。私も子育てのときに、何かあると私のせいかななんて自分を責めてしまうことがございました。ですので、例えば親御さんとか保護者の方々がお悩みなんかあると思うんですけど、そういったことにはどのように対応していらっしゃいますでしょうか。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 江上議員の再質問にお答えいたします。

特にその対策とか、これといったものはございませんけれども、毎月1回相談員さんによる相談を行っております。その中で障がいのお持ちのある方について御相談を受けたりとか、そういった機会を設けておりますし、またもしそれ以外にも窓口での相談をお受けしたりとか、そういったことを行っているところでございます。

また、もし何かありましたらいろんな窓口で御相談していただいて、専門機関やそういったところにつなげる対策も行っておりますので、ぜひとも窓口のほうにお越しただけたらなと思っております。以上でございます。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今、御答弁を頂戴する中で、月に1回その専門の方と御相談できる、そういったことがあるというのは大変心強いと思いますし、やっぱり支援で一番大切なことはつなげていくということかと思っておりますので、それをしっかりやっていただいているということでありがたいなと思います。

ここで、今度は町民の皆様の幸せというのを考えたときに、早野町長にお尋ねさせていただきたいと思っております。

今後、少子化なんかが進んでいきますと、どうしても他市町と連携ということが重要になってくると思います。そういった中で、不破郡という観点で見ますと、お隣の関ヶ原町さんなんかは近い存在かなと思うんですが、そういったところと連携をしながら、また皆様の幸福度を考えていくというのも一つの方法かと思うんですけども、その点についてお尋ねいたします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 幸福度についてお尋ねがございました。

郡内のお隣の町とも共同することで幸せにつながるということがあればというお尋ねだと思いますが、現在、西濃でも、前回の9月の議会でもお話しさせていただいたかも分かりませんが、広域で様々な同じ役割を果たすような施設があれば共同で進めるべきじゃないかというのが、既にそれぞれ協議会、それから副長クラスで組織する組織も立ち上がって、今検討が進められておるところでございます。

まだ、どの項目について一緒にやるとよいかといったようなことが、まだすり合わせが行われておる段階でございます。これからしばらく時間はかかるかも知れませんが、待たなしの課題が、人口減少が全国的にも始まっておるといったようなことから、これは避けて通れないような大きな課題であるというふうに私も認識をいたしております。

去る今月でございましたけれども、新たにお隣の町長さんも4期目を目指されまして、さらに推進する項目がたくさん公約でも上げられておったと思いますが、その中で一つでも前へ進むような案件が、すり合わせることで一緒にできることがあれば検討を加えて、少しでも両町、不破郡に住んでよかったなと思える対策に、私も一緒になって取組を進めたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 1番 江上裕子君。

○1番（江上裕子君） 今、御答弁のほうを頂戴いたしました。

町民の皆様から垂井町の幸せについて考えてほしいという、その一言からつくった質問ですけど、やっぱりこの垂井町、そして不破郡全体でより幸せを目指していける、そんなことができればいいなというふうに、今前向きなそんな答弁をいただきまして本当にありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

[12番 中村ひとみ君登壇]

○12番（中村ひとみ君） 12番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき大きく3点について質問を始めさせていただきます。

若年層の薬物乱用に歯どめを、について伺います。

昨今、大学の運動部員の大麻所持などの事件が相次いで発覚し、若者への蔓延防止が急務となっております。

薬物犯罪は長らく覚醒剤が中心でしたが、近年大麻が急増し、2021年には検挙人数が過去最多に達し、日本は大麻乱用期の渦中にあると言われております。特に検挙された人の約7割が30歳未満で、若者の急増は際立っており、憂慮する事態となっております。

県内での薬物事犯の検挙数を見ても、全体の検挙数は増減を繰り返していますが、大麻に関しては増加傾向にあり、特に少年の検挙数を見ても、令和3年は2人、令和4年は3人、

今年10月までの数値では10人と一気に増えております。

若者に大麻が広がっている背景には、大麻は無害などの誤った情報があふれていることも原因です。また、薬物犯罪の若年化の背景には、SNSの普及により誰でも簡単に危険な違法薬物が売買できてしまう状況にあります。

大麻や覚醒剤などの違法薬物は、使用者の心と体に深刻な弊害をもたらします。最悪の場合には死に至り、やめたくてもやめられない依存性が高く、興味本位でたった一度の使用が人生を狂わせてしまいます。

政府は、昨年の8月8日に薬物乱用対策推進会議で第六次薬物乱用防止五か年戦略を策定しました。五か年戦略で注目されているのは、インターネット上に広がる違法薬物の密売に対する取締り強化であります。知識の乏しい若者が犯罪者に狙われているのは間違いありません。しかしながら、ネットに流れる情報の遮断は困難であり、学校や家庭で正しい情報を徹底して伝えていくことが何より重要です。

市販薬の過剰摂取をオーバードーズといいます。現在10代から20代の若者の間で急増しております。嫌なことを忘れたいなどの理由で薬局を回り、せき止め薬を大量入手し、何十錠も一気に飲む。一時的な気分の高揚や鎮静作用を得られる一方で、脳や臓器への影響、呼吸、心臓の停止といった重篤な健康被害を起こしかねません。風邪薬や解熱剤などの市販薬には覚醒剤や麻薬と同じような成分が僅かに含まれているため、過剰に摂取すれば違法薬物と似た効用が得られます。依存状態になって摂取量が増え続け、重い副作用で命を失った事例もあるほどです。

国立精神・神経医療研究センターの2022年調査では、全国の精神科施設での薬物依存症の治療を受けた10代患者の主な薬物を見ると、市販薬が全体の65.2%を占めました。また、同センターの薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021によると、過去1年以内に市販薬の乱用経験がある高校生の割合は60人に1人という結果を出しております。

同センターの薬物依存研究部長の松本氏は、10年前は非行や犯罪歴のある若者男性が危険ドラッグを使うケースが多かったが、近年は市販薬の乱用が多く、その大半が素行に問題のない普通の若い女性ばかりと分析されております。そして、オーバードーズの動機は、快楽を得るためではなく、つらい気持ちを紛らわしたいという場合がほとんどで、学校でのいじめ、家庭内暴力、親の不和といった苛酷な現実をもたらす苦痛を和らげるためオーバードーズを繰り返してしまうとも語っておられます。

オーバードーズが増加する背景として、違法薬物と違い市販薬が薬局やインターネット販売で誰でも簡単に購入できるということです。厚生労働省では、現在、市販薬の成分の一部を乱用等のおそれのある医薬品に指定し、販売時に原則1人1箱の制限や、高校生以下の子供には名前、年齢確認などを求めています。

大事な地域の宝である若者を危険な薬物から何としても守らなければなりません。薬物の乱用から離脱させるためには、生きづらさに寄り添うとともに、SNS上の乱用をあおるような

投稿が心のよりどころになっていることへの対策も必要であります。薬物乱用の恐ろしさについて、正しい知識を徹底して身につけることが何よりも重要であると考えます。

そこで1点目、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）を含めた薬物乱用に対しどのような予防啓発をされているのか、お尋ねいたします。

薬物のきっかけは、友人に使用を誘われ、関係を失いたくない若者が対応に悩む例も報告されています。1人で悩む若者が、状況をより打ち明けやすい環境を整備し、薬物の使用を未然に防ぐ取組も必要です。

違法薬物に手を出してしまった人の早期発見、早期介入や再発防止が重要であります。周囲の家族や友人が、違法な薬物であることから面倒なことに巻き込まれたいくない、友達だから言えない、自分が言ったと知られたら困るなど、相談につながりにくいと考えられます。

また、薬物をやめた若者について、依存症の治療、支援など、地域の医療、保健、福祉の関連機関でどのような体制が整えられているのか。

そこで2点目として、こうした薬物の様々な相談窓口においてどのような体制がなされているのかお伺いいたします。

大きな2点目として、聴覚補助器等の積極的な活用への支援について伺います。

今日、社会の高齢化の進行に伴い、難聴の方も年々増加しています。実際、高齢者が難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立する可能性も高くなると言われています。

また、難聴になると耳から脳に伝達される情報量は極端に少なくなり、認知症発症のリスクが高まると言われています。この難聴対策として、聴覚補助器の活用が有効であります。

聴覚補助器には、マイクで収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器のほか、骨導聴力を活用する骨導補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導補聴器などがあります。

高齢化が進む中で、高齢者が社会の一員として末永く働き続ける地域を築くため、聴力の低下した高齢者が自分に合った聴覚補助器を選択し、適切に活用できる環境の整備は大変に重要なことであると思えます。

そこで、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備として、地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下に、聴覚補助器を必要とする人々への情報提供の機会や、補聴器等のお試し利用ができる場所の整備、高齢者が自分に合った聴覚補助器を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてですが、埼玉県川口市では、聴力の低下により周りの人とのコミュニケーションが取りにくい等、生活に支障が生じている高齢者の方が、補聴器を利用することで生活の質の向上や社会参加の機会を増やし、住み慣れた地域で健やかに生き生きと自分らしく暮らせるよう、補聴器購入費の一部を補助する制度を創設しました。補助の対象は、市内に住所を有し、居住する満65歳以上の方で、本人が市民税非課税または生活保護受給者世帯で、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付の対象とならない方で、耳

鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方となっています。原則、中等度難聴程度で、両耳の聴力レベルが40デシベルから70デシベル未満の方が対象です。

補助の内容は、2万円を上限として1人1回となっており、購入に要した費用が2万円に満たない場合は、その額を補助するとしています。受付期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっています。申請件数が上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了するとしています。

そこで、私たちの地域においても、聴力の低下に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で自分に合った補聴器を積極的に活用できる環境を整えるために、購入費用を助成する制度の創設は大変に有意義なことであると思いますが、見解をお伺いいたします。

最後、3点目です。

子宮頸がんを防ぐワクチン無料期間を延長についてです。

子宮頸がんなどを引き起こすヒトパピローマウイルス（HPV）感染を予防するワクチンについて、厚生労働省は令和7年3月末で終了予定とされておりましたHPVワクチンのキャッチアップ接種制度について、対象を限定して最大1年間延長する方針が了承されました。キャッチアップの初回接種期限である9月末にかけて駆け込み接種が急増し、ワクチン不足から希望者が接種できない状況が生じたため、条件つきで延長する方針に至ったようです。

ポイントは以下のとおりです。

対象者は、令和7年3月末までに接種期限を迎える今年度16歳から27歳になる女性、令和7年3月末までに1回以上接種した方に限定して、2回目、3回目を無料接種とするということです。

本町におきましても、今年度末に接種期限を迎える方に出された個別通知は、初回接種期限が令和6年9月末までと記載されていると思います。今回の期間延長措置を受けられるのは、令和7年3月末までに1回目の接種をした方のみ限定されるので、16歳から27歳の未接種者に対して、一刻も早くこの条件付き期間延長措置と初回接種期限の延長について個別通知でお知らせする必要があります。

審議会では、年齢別の接種率の最新データも公表されていましたが、おおむね30%から40%であり、最も接種率が低い世代で34.5%となっていました。

ラストチャンスが条件つきで延長されましたが、まだまだ未接種者が多く、対象者に対してこの情報が確実に伝わらなければ制度の意味がなくなってしまいます。初回接種期限を考慮し、令和7年2月中には個別通知で確実に伝えることが重要です。この制度を町民が活用できるかは、自治体の周知にかかっています。そこで、本町として取組をお伺いいたします。

以上3点の質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の御質問についてお答えいたします。

初めに、大きい1つ目、若年層の薬物乱用に歯止めをの中の1点目の御質問、市販薬の過剰摂取を含めた薬物乱用に対する予防啓発についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、昨年8月、国において第六次薬物乱用防止五か年戦略が策定され、その中で5つの重要項目と5つの戦略目標が掲げられております。

目標1では、青少年を中心とした薬物乱用の未然防止のための対策について明記されており、その一つに学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実のための取組について示されています。そこで、町内の小・中学校と不破高等学校の取組を確認いたしましたので、その内容を御紹介申し上げます。

小学校6年の体育科の保健の授業では、薬物乱用の害と健康の学習で、シンナー、覚醒剤、大麻などの薬物の乱用が心身の健康に大きな害を与えることや、医薬品の正しい使い方を学習します。また、中学校3年の保健体育科の薬物乱用の害と健康では、加えて薬物乱用が脳へ与える影響と、依存症状や薬物乱用の社会的な影響、適切な対処の仕方を学習しています。

さらに、小学校6年と中学校3年を対象に薬物乱用防止教室を実施しております。薬物乱用防止教室では、警察から講師をお招きしたり、薬剤師や保護司を講師とする県の出前講座を活用したりするなど、危険薬物の恐ろしさや市販薬の過剰摂取なども含め、薬物乱用が身の回りで起こり得ることであること、また薬物に対する正しい知識や危険薬物から身を守るための知識や心の持ち方を身につける学習を実施しております。

また、不破高等学校では全校生徒を対象に、警察から講師をお招きして、危険薬物の恐ろしさに加え、市販薬が手軽に購入できる環境下にあることから、その取扱いも含めた薬物乱用防止についての学習に取り組んでおられるとのことでした。

そのほかといたしまして、10月1日から11月30日までの麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動に併せ、ポスターの掲示や冊子の配付による啓発活動を行っているところでございます。

2点目の御質問、薬物の様々な相談窓口においてどのような体制がなされているのかにお答えいたします。

健康福祉課や保健センターでは、これまで直接薬物に関する御相談をお受けしたことはございませんが、相談があった場合には丁寧にお話をお聞きした上で必要に応じ専門機関につなげることとなります。

ちなみに、岐阜県下では依存症治療拠点機関として各務原病院を、依存症専門医療機関として大垣病院を選定しています。また、依存症相談拠点として岐阜県精神保健福祉センター及び各務原病院に相談窓口が設置されております。そのほかにも、薬物依存症から回復を目的とした自助団体や家族の会があり、県のホームページにも掲載されています。

本町といたしましては、今後も予防啓発に努めるとともに薬物乱用防止に取り組んでまいります。

大きい2つ目、聴覚補助器等への積極的な活用への支援についての中の1点目の御質問、高齢者が聴覚補助器を適切に選択できる環境の整備についてお答えいたします。

議員が御心配されるように、聴力が低下してきた高齢者の方は、コミュニケーションを避けがちになり、社会参加に対しても消極的になることで認知症発症リスクやフレイルリスクが高まる懸念があることから、難聴の方の補聴器の使用は有効であることは認識いたしております。

しかしながら、補聴器は医療機器でございますので、耳鼻咽喉科の医師の診断により必要と判断されたときに適切な補聴器を選択して購入することになります。購入後は、その人の聴力に合わせて細かな調節を行い、さらに生活環境や聞こえの状態が変わるごとに調整を繰り返し行わなければなりません。また、耳の形も違うため、幾つかの種類の中から適切な補聴器を慎重に選ぶ必要がございます。こうしたことから、町が補聴器をお試しで利用できる場所を整備することは難しいのではないかと考えております。

また、補聴器が必要であるか否かの自己判断は難しいため、まずは耳鼻咽喉科への受診を促すことや、聞こえに不安のある高齢者の方へ情報提供、相談対応をより一層行ってまいりたいと考えております。

2点目の御質問、聴覚補助器の購入費用の助成制度の創設についてにお答えいたします。

現在、聴力レベルが70デシベル以上の高度難聴や重度難聴の方は、身体障害者手帳を取得することにより補聴器等の購入の助成を受けることができますが、40デシベル以上70デシベル未満の中等度難聴の方への補聴器購入に対する助成制度はない状況でございます。

県内市町村の助成制度の実施状況を確認したところ、中等度難聴の高齢者を対象に、聴力の向上やコミュニケーション能力の向上による社会参加の機会を促すことなどを目的とし、9市町村において独自に助成制度が行われています。その多くは購入費の2分の1で4万円を上限に助成を行っており、一部の市町村では非課税世帯に限定するなど、基準は様々でございました。

現在、本町が実施しております高齢者の支援施策につきましては、高齢者タクシーの助成制度や認知症高齢者等の見守りシール、GPS購入費の補助制度、個人賠償責任保険制度、要介護高齢者への紙おむつの購入費の助成制度などがございますが、限られた財源の中で優先度や必要性などを見極めながら少しずつ支援の拡充を図ってまいりました。引き続き難聴高齢者の補聴器購入費の助成制度も含め、認知症対策やフレイル予防につなげるための高齢者の支援施策の充実に努めてまいります。

大きい3つ目、子宮頸がんを防ぐワクチン無料期間を延長の本町の取組についてお答えをいたします。

子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、平成25年6月14日付厚生労働省通知に基づき積極的な接種勧奨を差し控えておりましたが、令和3年11月26日付で厚生労働省は同通知を廃止し、勧奨を再開することを決定いたしました。あわせて、積極的な接種勧奨がなされていなかった期間に定期接種の対象年齢を迎え接種を逃した方に接種の機会を提供するため、キャッチアップ接種が実施されることとなりました。

そこで本町では、令和4年度にキャッチアップ接種及び定期接種の対象者全ての方へ予診票、

ワクチン接種の御案内、厚生労働省作成のリーフレットをお送りいたしました。キャッチアップ接種が受けられるのは令和7年3月31日までのため、本年7月に未接種者宛てに接種期限をお知らせするはがきを送付した効果もあり、8月、9月には接種される方が増加したところがございます。

本年11月27日に開催された第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、キャッチアップ接種に関する議論がなされ、議員御紹介のとおり、令和7年3月末までに1回以上接種している方については、期限終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、1年間の経過措置を設けるとの方針が出されたところがございます。

この方針を受け、県にお尋ねしたところ、方針の決定はされたが、今後開催される厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会を経て、予防接種法施行令の改正により最終決定となることを確認したところがございます。

また、今後のスケジュール及び周知、広報の内容等については、今月中に開催される厚生労働省による自治体説明会において示される予定でございます。自治体説明会の内容及び厚生労働省通知を確認し、接種体制の確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） 課長さんの御丁寧な御答弁、大変にありがとうございます。

薬物乱用につきましては、ポスターやパンフレット等、また学校においては薬物乱用防止教室など、様々な活動をしていただいているということで大変ありがたいと思っております。町内全ての小・中学校で薬物乱用防止の教室の授業をやっていただいているということですが、今後も着実に取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。

また、子供を持つ大人も同じように正しい知識や情報を学び、身につけることが重要であると考えられますが、SNSをはじめ子供のほうが情報を入手しやすいと思うんですが、親世代の方のほうが知らないということも増えておりますので、薬物について、時代とともに状況は大きく変化しております。保護者もこういった機会を一緒に学べるように要望をしたいと思います。すぐ近くに隣に危険が潜んでいるという観点から、保護者に対して薬物の情報というのはどのようにされているのか、そこら辺を質問させていただきます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

保護者に限らず大人の方という大きな枠の中で中村議員からもお言葉を頂戴いたしました。特に町としてというか、保健センターの窓口でもそういった大きな活動はしておりませんので、今後、予防啓発という観点から、ホームページであったりとか、そういったことを活用して広く皆様方にお知らせしていけたらいいかなと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

薬物乱用については、大麻などについては答弁をいただきましたが、オーバードーズについてももう少し深くしっかりと特化して情報を伝えるべきだと思いますが、その実態調査などは特にされたことはないですか。お願いします。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

特にアンケートとかという形での調査等はいたしておりませんが、オーバードーズを実際にされた方については、それぞれの年齢とかを対象とした窓口で、まずは御相談をさせていただいているような状況になっております。

どなたがこういう状況であるかというのはなかなか難しいところがありますけれども、やはりまずは情報発信をして、適切な対応というか取扱いをしていただくというためにも情報発信に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 12番 中村ひとみ君。

○12番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

オーバードーズについては簡単に入手しやすいということなので、そこら辺のこともしっかりと周知をしていくことが大事だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

キャッチアップ接種について少し再質問させていただきたいと思います。

当初のキャッチアップ接種のときに、厚生労働省で開かれた記者会見の中で、大学生の方が当時は副反応が怖くて打とうという気になれなかったというお話をされて、やはり積極的な勧奨の中止とかもありまして、本当にぐっと減ってしまって、子宮頸がんは年間約1万1,000人が罹患して、約2,900の方が亡くなったということもあります。このワクチンがいかに大事かということを、その安全性について正しい情報を届けられれば、もっと多くの方が接種に前向きになってくれたらいいということで、この大学生の方が強調をされていたところであります。

接種機会を逃した世代に今回もう一度ということでキャッチアップ接種なんですけど、これも要するに3回接種をしなきゃいけないということで、6か月の間にとということなので、本当に早く接種しなきゃいけないということも御存じだと思うんですけど、結構知らない方がいらっしやいますので、そこら辺のことも丁寧な説明をしていただきたいし、またキャッチアップ接種の受けられるワクチンは2価、4価、9価とあるそうなんですけど、この9価に対しては子宮頸がんの原因の80%から90%を予防できるというふうになっております。また、3回接種したならば、自己負担になると10万円かかるんだよということもお聞きしていますが、ここら辺のこともしっかりと周知していただきたいというふうに思いますので、答弁はよろしいですが、とにかく垂井町の若者たちを守るために一つ一つのこの施策をしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時16分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 富田栄次君。

〔13番 富田栄次君登壇〕

○13番（富田栄次君） 通告に従い、水道料金の見直しについて、以下質問をいたします。

令和5年度垂井町水道事業会計決算審査意見書に、次のような審査意見が付されています。抜粋して読み上げます。

水量の減少が予測されることに加え、中略します、加えて、老朽化が進んでいる水道施設や管路の更新も喫緊の課題であり、水道事業を取り巻く環境はさらに厳しい状況が続いていくことが想定される。中略します。将来を見据えた適切な水道料金の検討も視野に入れつつ、健全経営に向けた様々な手法の検討や取組を進められたい。最後に、省略します。将来にわたり安全で安心な水の安定供給が求められることから、耐震性の高い配水管への更新や漏水調査、配水量の変動監視などに引き続き取り組み、一層の公共福祉の向上に努められたいとあります。

近年、ほかの自治体では同じような水道料金の見直しを行われておりますが、そこで以下質問をいたします。住民の方に分かりやすい丁寧な答弁をお願いします。

1つ目、人口減少時代を迎える中で給水量が減っていると思われませんが、水道事業の状況についてどう捉えていますか、お尋ねします。

2つ目、耐用年数を超えた配水管はどのくらいあるのか。また、その対応、対策について尋ねます。

3つ目、最近の漏水の状況について、増えているのか減っているのか、これを尋ねます。

4つ目、前回、平成30年に値上げをした時期、確かに令和18年頃までは現状維持といえますか、黒字というようなことで保持できるというような経営戦略だったと思われませんが、水道料金についてどういった方向に向かおうとしているのかを尋ねます。

○議長（若山隆史君） 上下水道課長 川瀬桂一郎君。

〔上下水道課長 川瀬桂一郎君登壇〕

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） 富田議員からの御質問、水道料金の見直しについてお答えをさせていただきます。

垂井町の水道事業は昭和32年に供用を開始し、これまで諸先輩方の御努力により6度にわたる事業認可の変更により施設整備を進めるとともに、日々の点検や水質検査を行いながら、住民の皆様に安心・安全な水道水の安定供給ができるよう努めてまいりました。

まず初めに、垂井町の水道施設の状況につきまして、2点目の耐用年数を超えた配水管はどのくらいあるのか。また、その対応、対策についてはの御質問からお答えをさせていただきます。

す。

配水管の耐用年数は40年と定められております。垂井町の令和5年度末時点における口径50ミリ以上の水道管の総延長距離は221.9キロメートルで、うち40年の法定耐用年数を超えたものにつきましては40.3キロメートルございます。全体の18.1%が法定耐用年数を経過していることとなります。さらに、今後も法定耐用年数を超える水道管は増加する見込みとなっております。

管路の材質によりましては、法定耐用年数以上に使用が可能ですので、老朽管の更新につきましては、布設年度や材質、漏水の発生頻度などにより更新路線を選定したり、また道路改良工事や下水道管布設工事などの他の工事に同調し経費削減を図ったりすることなどにより、引き続き老朽管更新に取り組んでまいりたいと考えております。

また、3点目の最近の漏水の状況について、増えているのか減っているのかにつきましてお答えをいたします。

垂井町の配水管や給水管での漏水件数は、平成25年度の年間28件に対し、令和5年度では63件発生しており、率にしますと2.28倍増加しております。その内訳を見ますと、給水管が全体の8割以上を占めており、ポリエチレン製の一層管の老朽化によるものが多いという結果となっております。

御質問の1点目に戻らせていただきまして、人口減少時代を迎える中で給水量が減っていると思われるが、水道事業の状況についてどう捉えているのかにつきましてお答えをいたします。

垂井町の給水人口は平成18年度から年々減少しており、平成25年度の2万8,470人に対し、令和5年度では2万5,940人となり、10年間で2,530人の減少となっております。率にしますと8.9%の減少でございます。

また、皆様にお使いいただきました年間の使用水量につきましては、平成25年度の358万7,476立方メートルに対し、令和5年度では314万7,223立方メートルとなり、使用量で44万253立方メートルの減少、率にしますと12.3%の減少となっております。人口減少以上に使用水量が減少しておりますのは、節水機器の普及と節水意識の向上、また御自宅でウオーターサーバー等を御利用されるなど、ライフスタイルの変化も一因であると考えております。今後も、人口減少等によりますます水道水の利用は減少し、併せて利用料金の収入も減少が見込まれるため、水道事業経営は厳しいものになるものと考えております。

4点目の水道料金についてどういった方向に向かおうとしているのかにつきましてお答えをいたします。

令和4年度の水道事業決算では4,400万円の赤字、令和5年度決算では6,300万円の赤字の状況であり、今後も給水量の減少による水道料金収入の減少と近年の物価上昇、また老朽施設の更新需要による事業費の増加も見込まれ、現在及び将来に向け水道事業は大変厳しい状況にあります。この問題は全国の水道事業者の共通の課題であり、垂井町におきましても将来をしっかりと見据え、水道事業の健全経営を維持していくための必要最低限の水道料金というものに

ついて慎重に検討していかなければならない時期を迎えていると考えております。

あわせて、引き続き経営改善、経営努力も行いながら、住民の皆様へ安心・安全な水道水の供給ができるよう努めていかなければならないと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、富田議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） 13番 富田栄次君。

○13番（富田栄次君） 4つ目の水道料金について、こういった方向にという問いかけをされましたんですけども、もう少し突っ込んでいただけたらと思ったんですけども、これは大変大きな課題ですので、この場でこれ以上質問するということはいかがかと思っておりますので、これで質問を終わります。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

〔11番 藤埴理君登壇〕

○11番（藤埴理君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、町税収の今後予測について一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、税務課所管について何点か質問をいたします。あわせて、総務課や企画調整課に関する事項にも及ぶ質問になることをお許しください。

国政において幾つかの百何万円の壁が話題となり、衆議院選挙戦を通し、また選挙戦以降も多くの報道がなされています。しかし、本国会で税制改正が正式に決定されても、具体的には次年度以降の税制改正となることから、本町における今後徴収される住民税、固定資産税の町税にどれほどの影響が出るのかは予測し難いことと思っております。人口減少のスピードも踏まえ、総合的な見地から、私は町税の今後の予測をお尋ねしようと思っております。

なお、自主財源としての大きなウエートを占める町税がどのように推移をし、垂井町の施策にどれほどの影響が出るのか、また今後の財政健全化に向けてどのような支障を来すのか、総合的な視点からお尋ねするものであります。12月議会というこのタイミングでお聞きするのも、次年度の予算編成時期に当たるためであります。10年先の将来を踏まえた長期的展望に立った予算編成を望む町民の声と申していただければ幸いです。

さて、垂井町第6次総合計画後期計画においても税収についての記載はほとんどなく、ページ61の7-2. 財政運営に「税収の減少」との記載があるにとどまります。この記載の根拠となる税収のシミュレーションはされたのでしょうか。また、当時の税収の減少幅をどのように算定されたのでしょうか。

根拠となる算定は総合計画策定時に行われたものと思っておりますが、当時の人口減少数と現在の人口減少数では年間で100人ほど増えております。人口減少の推移も総合計画策定時には念頭に入れておかなければならないと思っております。

今後については、人口減少の加速と近年の賃金や物価などの上昇に加え、地価の推移なども

加味し、また空き家などの増加とともに相続放棄の可能性も少なからず影響してくるのではないかと推測します。ゆえに、総合計画の策定はできるだけ早期に取り組むべきと感じております。

また、過去12年間の町税収入の推移を見ると、およそ10年の平均値から二、三%の上下幅の範囲内で推移をしております。また、この間の最大収入と最小収入との差額は2億5,500万円程度であり、この額が大きいと捉えるか否か、またおのおの個人の感じ方にもよりますが、直近の歳入の決算額は114億円余でありますので、その額はおよそ2.2%に相当いたします。

この間の大型建設事業による基金の繰入れ、また地方交付税の増加などが考えられます。過去10年の推移観察を踏まえ、町税収入の安定化が健全財政の根幹であることは間違いないものと思われま。

これらのことを踏まえ、今後、税収の不確定要素として考えられるのは、やはり人口減少であります。これまで垂井町の人口減少の実績と今後の人口減少の推測を照らし合わせ、町税収入予測をしておかなければなりません。人口推移の予測値を基に町税収入の増減を把握した上で、税務課と総務課をはじめとする他課との連携は大変重要になってくると思われま。自主財源の大部分を占める町税収入。今後の事業展開や事業のスピード感にも少なからず影響を与えてきますので、今後の財政運営上の最重要課題となることは間違いございません。

今回は町税にスポットを当てて取り上げておりますが、過去において自主財源が総収入に占める割合は50%台後半であったことから、健全財政を維持することができたとも言えます。逆を言えば、町内にある老朽化施設の建て替え、撤去や生活基盤となる道路の保全、補修、下水道事業の推進や水道管の更新を少しずつ先送りしてきた結果なのかもしれません。

しかし、自主財源は50億円前後で推移しておりますので、歳入全体の自主財源比率は下降傾向にあることから、今後の事業展開次第では財政健全化を心配する声が聞こえてきそうであります。当然に、その大きな要因は依存財源の伸びにあると考えられます。1つは、平成27年度を境に依存財源が7億円ほど伸びています。もう一つは、令和2年度に大きな山が訪れました。この年にはコロナの感染拡大に伴う給付金の支給など、一気に依存財源が伸びる結果となったことは言うまでもございません。

しかし、令和3年度以降もそれ以前のペースに対し、約10億円を超える伸びを示しております。ワイワイプラザの建設費など、様々な要因が考えられますが、町債の発行額が増加したことも一つの要因として付け加えておかなければなりません。今後、さらに一般会計が大きく膨らむことへの弊害が出ないか心配もされます。このことは、何も一般会計に限ったことではなく、幾つかの特別会計や事業会計にも同様の傾向が見られますので、今後はそれらの会計の推移にも注意しておく必要があります。

これらの傾向を総合的に判断すると、現在垂井町は財政上大きな転換点を迎えようとしていると考えられます。将来の方向性、目標次第では危機的状況に陥る可能性もあることを認識しておく必要があると感じております。事業の見直しを含めた将来の方向性をしっかりと見いだ

していくよい機会であると思えてなりません。

時代は、我々が考えているよりも速いスピードで変化をしております。人の価値観も、また大きく変化してきています。今の子供たちに託す未来は、垂井町が持続可能な町になることしかないのではないのでしょうか。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 第6次総合計画策定時の町税収入のシミュレーションはされたのか。
 2. また今後に向けて将来人口を想定した町税収入のシミュレーションはされるのか。
 - 3番目、そのシミュレーションに基づいて、税収入を担当する税務課と、また総務課や各課との連携は取っていくのか。
 4. 現在の第6次総合計画は2027年度までだが、この2027年度以降の総合計画の策定予定はあるのか。
 5. 時代の変化に応じた総合計画策定には時間を要すると思うが、これまでより早期に策定に取り組む考えがあるのか。
 6. 未来に託す持続可能な垂井町を早野町長はどのように描いておられるのか。
- 以上、町長と各課にお尋ねをいたします。

○議長（若山隆史君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、藤埴議員の御質問、町税収の今後の予測について、1点目の御質問、第6次総合計画策定時の町税収入のシミュレーションはされたのか。第2点目の御質問、今後に向け、将来人口を想定した町税収入シミュレーションはあるのか。第3点目の御質問、そのシミュレーションに基づいて、町税収入を担当する税務課と総務課や各課との連携は取っているのかについてお答えさせていただきます。

町税は、住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税といった基幹税目を合わせたもので構成されております。中でも、住民税は町税全体の約40%、固定資産税は約50%を占める最も重要な自主財源として位置づけられております。議員御指摘のとおり、町税のうち個人住民税は垂井町の人口減少による15歳から64歳までの生産年齢人口の減少と税収の減少には密接な関連性があることは認識しており、さらに景気の動向により課税所得が変動し、税収額に影響が現れるものでございます。

また、現在、政府において協議されているいわゆる年収の壁問題につきましても本格的な協議が開始されたばかりであり、制度詳細については未確定な部分も多数ございます。年収の壁の撤廃や引上げによる個人の生活スタイルや働き方、企業における労働力などの変化は経済全体に大きく影響を与える可能性があり、これら大規模な税制改正が町税収入へ与える影響は計り知れないものがございます。

また、町税収入の50%余を占める固定資産税につきましては、御質問の中でも触れていただきました地価推移が宅地並評価土地の基礎となる路線価格に影響すること、また広くまちづく

り政策等による移住・定住者の増加が新築家屋の増加につながることで、さらに工場や店舗等の誘致施策は大規模な建築物や当該事業の用に供する設備投資といった課税客体の増加につながることで、様々な要因が固定資産税収全体に影響を与える仕組みとなっております。

これら様々な影響は中長期における町税収入にどれだけ影響が出るのかは予測し難いところではございますが、自主財源の安定した確保といった観点から優先度の高い課題であると捉えております。

ここで直近10年間ににおける町税全体の決算状況から分析いたしますと、おおむね35億7,000万円から38億3,000万円の間で町税は推移しており、各年度の税制改正や社会情勢等の影響を受けるものの、町税全体的な税収傾向といたしましては緩やかに増加傾向にございます。さらに、税目ごとに目を向けますと、住民税のうち個人分につきましては社会変化の影響を受けながらも緩やかな増加傾向にございます。しかしながら、住民税のうち法人分につきましては、過去10年間に於いて法人割の税率が2度引き下げられたこともあり、下はマイナス30%、上はプラス60%と変動率の幅が大きく、収入予測することが難しいのが現状でございます。

また、固定資産税につきましては、過去10年間に実施いたしました評価替え時点の税収は、土地、家屋及び償却資産課税分、それぞれの増減はございますが、固定資産全体といたしましては増加傾向にございます。これら徴税水準の動向からも、直近年度において町税収入が大きく減少に転じることは現段階においては想定していませんが、今後の税制の抜本的な改正や町内企業の景気動向等により各税目の税収は敏感に影響を受け変動することがございます。

そこで、1つ目の御質問の総合計画策定時の町税収入シミュレーションはされたのかにつきましては、御指摘のとおり、垂井町第6次総合計画の後期計画においては、今後の税収の先行きをお示しする表現といたしまして「税収の減少」という表現にとどめられており、総合計画策定時において、町税収入シミュレーションといった中長期的な収入動向の検証は実施しておりません。

また、2つ目の御質問、今後に向け、将来人口を想定した町税収入シミュレーションはあるのかにつきましては、さきに申し上げた多様な要因が課税状況に影響を与えることを踏まえ、併せて今後想定される雇用や生活スタイルに大きく変化をもたらす税制改正等の動向にも十分注視しながら、将来展望をイメージできる町税収入シミュレーションの検証に努めてまいります。

3点目の御質問、そのシミュレーションに基づいて、税収を担当する税務課と総務課や各課との連携は取っているのかにつきましては、今後、財政を所管する総務課におきまして、将来の財政収支の見通しの観点から、財政運営上の課題を検証し、財政の健全性と安定性を確保するため、令和7年度から令和11年度までの5か年を見通した中期財政計画を策定する予定がございます。

今後、中期財政計画を策定時においては、総務課と税務課がお互いに情報共有を図り、町税収入シミュレーションを当該計画にも反映させながら進めてまいります。

垂井町の人口減少が進む中、次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりを実現するため、町税収入の安定化が健全財政の根幹であるという共通認識を持ち、中長期の町税収入シミュレーションの検証に努めてまいります。また、町税の賦課徴収業務を所管する税務課といたしましては、今後も自主財源の確保に取り組む中、収納率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 私からは、御質問の3点目、町税収入のシミュレーションに基づいて、税収入を担当する税務課と総務課や各課との連携は取っているのかについて、財政を所管いたします総務課の立場からお答えをさせていただきます。

総務課では、令和元年度に垂井町中期財政計画を策定をいたしました。この計画は、今後5年間の予算編成の目標・指針とし、財政の健全化を図ることを目的としたもので、令和元年度の計画策定時におきまして、次年度以降に当たります令和2年度から令和6年度までの歳入（収入額）及び歳出（支出額）の見込みなどを推計し、財政の健全化を示す指標であります実質公債費比率、将来負担比率の予測などを示したものでございます。この中期財政計画は令和6年度が計画の最終年度となりますことから、令和7年度から11年度までの5か年の計画策定に向け、現在、調査などを進めている段階でございます。

議員御指摘の町税収入の見込みにつきましては、調査の過程におきまして税務課とも連携を図りながら進めてまいります。御理解賜りますようお願いいたします。

また、新年度予算編成に当たりましては、各課等が具体的な予算案の作成に入る前に、毎年企画調整課が主体となり、担当所管の課長、施設長、係長などへの主要事務事業ヒアリングを実施いたしております。このヒアリングには、町長、副町長のほか、私も同席をいたしており、議員御指摘の第6次総合計画でもお示しをしている優先度を考慮した事務事業の選択に取り組んでいるところでございます。

引き続き、税務課と連携をいたし、町税収入の動向に注視をいたしますとともに、企画調整課、所管課とも事務事業の調整など、連携を図ってまいります。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

〔企画調整課長 小森俊宏君登壇〕

○企画調整課長（小森俊宏君） 私からは、藤塚議員御質問の町税収入の今後予測についてのうち、4点目と5点目についてお答えさせていただきます。

初めに、御質問の4点目、現在の第6次総合計画は2027年度までだが、2027年度以降の総合計画策定の予定はあるのかについてお答えいたします。

現在の第6次総合計画は、中間年度の2022年度、令和4年度にテーマ別戦略等の見直しを行い、2023年度、令和5年度から2027年度、令和9年度を計画期間とする後期5年計画を策定い

たしました。その後期5年計画の取組は、今年度で2年目を迎えております。

御質問の2027年度以降の総合計画策定の予定はあるのかにつきましては、垂井町まちづくり基本条例第13条において、行政はこの条例の基本理念に基づき、総合的で計画的なまちづくりを実現するための総合計画を策定しますと定め、また垂井町総合計画条例第3条では、町長は総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものと定めています。これらの条例の規定に基づき、垂井町のまちづくりの指針となる総合計画は2027年度、令和9年度以降も策定してまいります。

次に、5点目の時代の変化に応じた総合計画策定には時間を要すると思うが、これまでより早期に策定に取り組む考えはあるのかについてお答えいたします。

第6次総合計画の策定につきましては、平成28年度、平成29年度の2か年をかけて策定に取り組んでまいりました。その策定に当たりましては、住民や将来を担う若い世代の高校生、中学生及びその保護者を対象としたアンケート、住民、高校生のワークショップ、各地区で開催いたしましたふれあいトークや総合計画審議会での審議など、多くの皆様に御協力をいただきながら策定を進めてきたところでございます。

現在の社会経済情勢は、人口減少の進行、賃金、物価などの上昇、またデジタル技術の進展など、予想を上回る速さで変化しています。このような状況の変化に対応するためには、今後、総務課が策定を予定している中期財政計画などを踏まえ、各課が課題を共有し、連携しながら早期に議論をスタートし、第7次総合計画の策定を見据えた取組を進めていく必要があると考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、藤埴議員の御質問の6点目、未来に託す持続可能な垂井町を町長はどのように描いているのかにつきましてお答えをしたいと思います。

今日、垂井町にとっての最大の課題は、幾度となく先ほど来から語られておりますとおり、人口減少と少子化でございます。この社会変革の波につきましては、我が垂井町のみならず、全国的な難題として全国の自治体が様々な取組を進められておるところでもございます。

人口減少や少子化につきましては、地域での支え合いや生きがいといった地域コミュニティの維持を困難にし、併せて人や企業などの活動の低下をも招き、さらには各自治体が人や企業などを取り合うといったような過剰な地域間競争を生み出しておると、そのように思っております。

また、現在政府で議論をされております税制改正等につきましては、垂井町の住民生活や、あるいは町の行政に対して、直接的にも間接的にも大きな影響を及ぼす可能性がございます。これは議員の御指摘のとおりでございます。

このような状況の中、快適な都市基盤の整備、また福祉・教育環境の充実など、将来に向けた投資を戦略的に進めながら、若者が安心して家庭を築き、住み続けることができる環境を整

え、出生数の増加を目指すとともに、交流人口でありますとか関係人口の創出拡大を通じまして転出の抑制と転入の促進を図ることが、垂井町にとりましての人口減少、少子化の進行を抑制することにもつながりますし、また将来にわたって安定した財政基盤をも維持し、さらには持続可能なまちづくりに結びつく手法であると、そのように認識をいたしております。

それがためにも、私が日頃から申し上げておりますとおり子育てファーストタウンを推進し、未来につながる様々な政策について中期的な財政状況の見通しを計画的に展開していくことで若い世代に選ばれるまちづくりを目指すことが必要であると、そのように考えております。

もちろん、投資には財源が必要となってまいります。時代に合ったものを、時代に先駆けたものを収支を考えてやっていくということが、私の財政におけますところの基本的な考え方でございます。これまでも、事務事業の見直しによって生み出した財源におきまして、小・中学校の給食費の無償化でありますとか、高校3年生までの医療費無償化、ワイワイプラザ垂井をはじめとした子育て世代が集える場づくり、そして近々にオープンをいたしましたコネクトベース垂井を中心とした創業者支援事業なども進めてまいりました。

現在、垂井町では第6次総合計画後期5年計画で掲げます3つの施策、若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくり、2つにDXの推進による便利で快適なまちづくり、3つ目に、次代に引き継ぐ持続可能なまちづくりを重点戦略に位置づけ、7つのテーマ別戦略と組織別行動計画に基づいた各施策に取り組んでおるところでございます。

また、令和5年3月策定の第6次行財政改革大綱、また今年の3月策定の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略、DX推進計画に掲げます施策の取組も進めております。このうち、第6次行財政改革大綱では、事務事業の見直しや事務改善、またふるさと納税や企業誘致などの施策を進め、歳入と歳出の両輪で将来の財源確保に向けた取組に努めております。しかしながら、議員御指摘のとおり、歳入の根幹をなす税収につきましては、企業誘致の効果が現れてはいるものの、国の制度改正や人口減少によりまして先行きが実に不安定な状況でございます。

また、借金の返済でございます公債費の上昇や物価高騰などによりまして、令和5年度の実質単年度収支につきましては残念ながら5,462万4,000円のマイナスと相成りました。

今後とも物価高騰など厳しい状況が見込まれるわけでございますが、そのような中におきましても、人口減少や公共施設の老朽化対策など、山積いたします町の課題への確に対応していく必要がございます。それがためにも、第6次総合計画のテーマ別戦略にございます、より多くの事務事業の実施から優先度を考慮した事務事業の選択への転換を進めることで、安定した財政基盤を維持する必要がございます。

コロナ禍による価値観、それから行動様式の変容、人口減少やデジタル化によります社会の変革などによりまして、時代は大きな転換期を迎えておると思っております。この変化に乗り遅れることなく、まちの将来を見据えた取組を進めていかなければならないと、そのように思っております。

以前におけます一般質問でもお答えをさせていただきましたとおり、住民の皆様が将来にわ

たって幸せを実感できる施策への転換をしていく必要がございます。人口が減少しても、高齢者をはじめ各世代が活躍するまち、幸福度の高いまちを実現するために、人口規模と財政状況に適応した行財政運営を行い、限られた財源の中で垂井町としてどの施策を選択していくのか、第6次総合計画で掲げる重点戦略を念頭に置き、垂井町の資源を最大限に活用した持続可能なまちづくりを着実に進め、このすばらしい垂井町を次の世代にしっかりと引き継いでいく、そして10年後、20年後も町民の皆様が垂井町で幸せに暮らせるように、町の課題から目をそらさず未来の子供たちに課題を先送りしない、これこそが究極の子育てファーストタウンであると、そのように考えております。

繰り返しになりますけれども、不確実で、そしてまた不安定な未来がすぐそこまで来ております。したがって、住民や、特に子供たちに夢や希望を持ってもらえるよう、しっかりと様々な取組を推進してまいりますので、何とぞ御理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） 御答弁ありがとうございました。

また力強い言葉を早野町長から聞かせていただきましたので大変安心しておるところではございますが、人口減少は待ったなしでやってきています。というよりも、進行中でございます。

以前、令和4年3月に配付していただきました垂井町の人口減少要因と必要な取組という形で書かれておるのを見つけ出しまして、これは細かい点についてはここで質問することはありませんが、この中に共通して課題として掲げられていることは、やはりこれらを発信する力が垂井町には少ないのではないかと。人口が減少している、でも垂井町に来てくださいよという発信する力が弱いのではないかなというふうなところが幾つかの点で書かれておりますが、この点については町長、どのように思われますかね。もう一回、しっかりと発信力を強めていくことがやっぱり今本当は必要なのではないかというふうに考えますが、どうですかということを町長にお聞きします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えしたいと思います。

発信力、少し弱いんじゃないかという御指摘でございますが、紙ベースでの広報のみならず、ホームページ等々を活用しておるわけでございますが、その発信の仕方もホームページを見なければ伝わらないではなかなか広まりも少ないと思うところでございますので、企画調整課の広報機能をどうあるべきかということは、これまでも、もっともっと外へ出せということは私からも指示した記憶がございますが、もっとさらに様々な行動であったり活動を地域でも行っていただいておりますので、もっと広く伝わるような仕組み、それから推進を図ってまいりたいと、そのように思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○議長（若山隆史君） 11番 藤墳理君。

○11番（藤墳 理君） ありがとうございました。

今、やはりこんな急なことで振っちゃいましたけれども、実際のところ、本当に垂井町の広報機能というか、広報機能というよりはもう少し発信力、何をやっていかないかんだというところをやっぱりしっかりと見据えたツールを絞って僕はやっていく必要があるんじゃないか。さっきのDXじゃないですけども、その辺については企画調整課長、どのように思われますかね。お願いします。

○議長（若山隆史君） 企画調整課長 小森俊宏君。

○企画調整課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

広報広聴を担当しています企画調整課のほうでございますが、先ほど町長のほうからも再質問の御答弁がありましたとおり、企画調整課といたしましては、広報をはじめホームページ、またタブレットで見られるようなLINEですとかユーチューブなんかの発信も行っているところでございます。どちらかという、町の魅力の発信、タウンプロモーション的な発信が多うございまして、今御指摘のとおり、これからの垂井町の課題についてもやはり発信をしていく必要があるのかなというふうなことも考えておりますので、様々な媒体を通じましてまた発信に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若山隆史君） 11番 藤埴理君。

○11番（藤埴理君） 再質問ではありませんけれども、やはり少子化を対策するには呼び込む力というのが大変重要になってくるのかということでもありますので、垂井町、これは議会も挙げて推進をしていかなければならないというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御理解いただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

〔2番 中川泰一君登壇〕

○2番（中川泰一君） ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

質問の内容としては、垂井町学校給食費無償化についてです。

学校給食費無償化は、現在の町長の立案で令和2年度から中学校で実施され、翌年令和3年度には小学校にも拡充されました。小・中学校とも給食費が無償化されてから今年で4年目に入ります。

全国では、文科省の調べにおいて、公立小・中学校の児童・生徒全員の給食費を無償化している自治体が2023年9月時点で全国の3割に当たる547自治体であったことが調査で分かりました。また、全国1,794自治体のうち、何らかの方法で無償化を実施と答えたのは775自治体、率にして40%でした。岐阜県下では、令和6年度で岐南町、揖斐川町、垂井町、池田町、山県市、神戸町の1市5町において小・中学校での無償化が実施されているようです。

政府のこども未来戦略では、学校給食の無償化に向けた具体的な方策を検討することになっており、全国でも学校給食費無償化の取組が広がっております。

無償化を実施した理由としては、第1に、保護者の経済的負担の軽減をし、子育ての支援を

推進すること、第2に、少子化対策で子供の増加に期待、第3に定住・転入の促進、地域創生による人口増の期待などが上げられます。垂井町でも、住民にとってはとても手厚く恩恵が受けられていると、大変よい施策だと思います。

学校給食の役割には、成長過程にある児童・生徒の心身の健全な育成のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等について活用ができます。また、食育の視点から、日頃から児童にはよい食習慣を身につけ、健康で生き生きとした学校生活を送ることができるように、学校給食を中心に食に関する指導が行われています。

今回、学校給食費無償化について、一部の保護者の方から、最近、給食の質や給食の量が少ないのではないかと問合せがあり、栄養教諭の方がカロリーなどを調整しながら料理の献立を考え提供していますと答え、物価高騰により仕入れの食材は抑えていないと返答いたしました。

そこで、質問させていただきます。

1. 給食費と社会情勢として、近年、2022年にロシアのウクライナ侵攻による影響により食費が高騰し、給食の献立への影響も懸念されています。今後も継続して児童たちに質や量を変えずに提供するために今後どのような点に工夫され、また現状の取組をどのように考えているかを教えてください。

2 番目に、給食費無償化に伴い、恩恵を受けていないアレルギー対応などの理由で給食の提供を受けていない児童は垂井町で何人くらいいますか。また、その方への対策はどのようにしていますか。

3 番目、学校給食費無償化で保護者の方も歓迎をし、一部の方が心配しておられる面もあります。今後、保護者や児童に学校給食のアンケート調査や聞き取りなどの実施を行うとよいと思いますが、既に行われているのか、行っていればどのような結果があったかをお尋ねいたします。

以上で質問は終わります。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

[教育次長兼学校教育課長 小川裕司君登壇]

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 中川議員の学校給食費無償化事業についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校給食について御説明申し上げます。

学校給食法には、その目的として、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもので、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。また、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ると明記されております。

この目的を達成するため、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事

について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。また、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神、並びに環境の保全に寄与する態度を養うことなど、7つの目標が掲げられております。

垂井町学校給食センターでは、こうした教育的に大きな役割を担いながら、毎日児童・生徒の皆さんにおいしい給食を提供していくこと、また提供に当たっては、食中毒を予防するため、学校給食衛生管理基準に基づき衛生管理を行いながら1日約2,100食の学校給食を調理しているところでございます。

一方、ここ数年間の生活用品やサービスの変動を示す消費者物価指数の推移を見ますと、2019年、平成31年を100とした場合、本年2024年、令和6年には約8%上昇しており、また価格が長期的に安定し、物価の優等生と言われてきた鶏卵、卵の値段につきましても、先月の食品価格動向調査によりますと平年比14%の上昇となっているところでございます。こうした消費者物価指数の推移や食品価格の動向から、学校給食のみならず、私たちの家庭生活にも大きな影響を与えていることが分かります。

それでは、中川議員の1つ目の御質問、食材費が高騰する中で、学校給食の質や量を変えずに提供するための今後の工夫や現状の取組についてお答えをさせていただきます。

学校給食法第8条では、文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準（学校給食実施基準）を定めるものとする規定され、文部科学省により、発達の段階に応じて学校給食で摂取することが期待される栄養量が詳細に示されております。垂井町でも、議員から御紹介いただきましたとおり、管理栄養士の資格を持つ栄養教諭により、これらの基準に基づいて毎食の給食献立を作成し、提供しているところでございます。

しかしながら、議員からの御指摘、また先ほども申し述べましたとおり、食材費の物価高騰による影響が大きく、栄養素の基準を遵守しながら給食を提供していくには様々な工夫が必要となっています。

こうしたことから、学校給食センターではこれまで、同様の栄養が摂取でき、安価で手に入る食材の選定や、安価で手に入りやすい旬のものを食材とした献立づくり、他の自治体の管理栄養士から食材原価を抑える献立の聞き取り、また単価の高い個包装のデザートを提供を取りやめ、フルーツポンチや大豆のきな粉あえなど、工夫を凝らした給食への変更など、栄養素の基準の範囲内でおいしく安心して食べられる給食の提供が継続できるよう取り組んでいるところでございます。しかしながら、こうした取組を行ってまいりましたが、昨年度におきまして食材の物価高騰が想定以上に大きくなったことを受け、年度途中でありましたが、昨年12月、町議会定例会におきまして補正予算をお認めいただき、対応させていただいたところでございます。

また、今年度は1人当たりの給食費の月額について令和4年度以来の見直しを行い、小学校

では4,500円から5,000円に、中学校では5,000円から5,500円へと増額し、安定した給食の提供に努めているところでございます。

引き続き、社会情勢の動向にも注視しながら、児童・生徒の心身の健全な発達にとって重要な役割を果たしております学校給食を安全で安心しておいしく食べられるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

2点目の御質問、アレルギー対応などの理由で給食の提供を受けていない児童が垂井町で何人くらいいるのか、またその方への対策はどのようにしているのかについてお答えをします。

食物アレルギーの対応が必要な児童・生徒数につきましては、毎年度、各学校において年度末に調査を実施しております。令和5年度末の調査結果によりますと、食物アレルギーの対応が必要な児童・生徒数は78名、そのうち食物アレルギーの対象となる食材を除去し、御家庭から代替食を持参する児童・生徒数は40名、食材の除去のみをする児童・生徒数は38名となっております。

今年度においては、食物アレルギーにより学校給食の全部を欠食する児童・生徒はございませんが、学校給食を全欠食する場合におきましては、町の学校給食費補助金交付要綱により対象となる児童・生徒の保護者へ学校を通じて補助金を交付し、対応をしております。

3点目の御質問、保護者や児童・生徒への学校給食に関するアンケート調査や聞き取りの実施についてお答えをさせていただきます。

学校給食センターでは、毎年学校を選定し、給食の残量調査と合わせて、学校給食についての意見を児童・生徒の皆さんからいただく機会を設けています。児童・生徒からは、おおむねおいしいといった意見を、また食育の推進の取組効果から、これからも残さないように食べますなどの意見をいただいております。

一方で、魚の骨を取り除くのが面倒だから給食に出さないで、たくさん給食を残してしまっているなどといった意見もいただいております。これらの意見につきましては、栄養教諭が学校に出向き、魚の食べ方をパワーポイントで紹介したり、食の大切さ、食べることの意味について訪問指導を行い、対応しているところでございます。

また、保護者の方につきましては、毎月開催する食材選定委員会においてPTAの代表の方から学校給食に対する御意見をいただきますとともに、一部の学校ではありますが、コロナ禍により休止をしておりましたPTAの参加による給食試食会を再開し、栄養教諭により子供の栄養面へのアドバイスを行いますとともに、学校給食についてお話を伺うなど、今後の学校給食の提供についての参考にさせていただいているところでございます。

以上、中川議員の御質問に対する回答とさせていただきます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 丁寧な御回答、ありがとうございました。

やはり学校給食費無償化ということで、保護者の方もとても心配しておる面もありますが、

今、次長様のお話を聞いておると、やっぱり保護者の方にも意見を聞いて、子供たちにも意見を聞いて、そしていつもの献立の決定をしているということを知りましたので、ちょっと安心しておられるなと思います。

ここで、ちょっと再質問をさせていただきます。

町長にお尋ねいたします。

本年度も、学校給食費無償化で予算が1億1,100万円と計上しております。他の市町では、給食費無償化を見直す自治体もあります。垂井町の裁量にかかっておりますが、今後もこの事業を続けていくためにも、これまでの効果はどのようなものであったかお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 中川議員の再質問にお答えをしたいと思います。

垂井町では、先ほど次長が答弁申し上げましたとおり、2年度より中学校から先行的に無償化をスタートいたしました。これに加えて、中学校になりますと学校以外の様々な活動の機会が増える傾向にありますことから、給食費を無償化することで保護者の皆様の経済的負担を少しでも軽減したいという目的で私が取り組んだものでございます。

翌年の3年度からは、先ほど申しましたとおり小学校にも拡充をいたしまして、垂井町は県下の他市町に先駆けてこの実現に踏み切ったところでございます。

小・中学生を持たれます御家庭の皆さん、給食費の負担が減った分を、ぜひとも私の思いは、お子さんのための、例えば本を購入したりでありますとか、それから時には家族で旅行に行ったりすることもあるかも知れませんが、学校以外の習い事などの活動にもぜひとも取り組んでいただきたい。そしてまた、子供たちに様々なそういった活動をすることで、体験でありますとか経験を、より多く小さい頃に、小・中学校の間に学んでいただければ、役立てていただければというのが、私の強い願いがございます。

御質問にございました効果についてのお尋ねでございますが、先ほども申しましたが、垂井町は子育てファーストタウンに取り組む町として、様々な広報もいたしました。したがって、それらをPRすることができましたことも、将来の子育て世代となる皆さんに対しましても併せて給食費の無償化にも取り組んでおるといったようなことをPRしてきたところでございます。

そうした結果から、一つには今議会でも補正予算をお願いしたところでございますが、移住定住促進住宅支援補助金などの増額にも至っておるのも一つの表れだというふうに認識をいたしております。ぜひとも保護者の皆様方からも継続してほしいというお言葉もいただいております。

一方、財源の話も少し議員からも触れられましたとおり、大変予算確保が難しいところでございますが、様々の事業を時には大きなイベント事業を中止した財源等々も活用しながらこの事業の財源に充てた経緯もございまして、引き続き議員の皆様方の御理解を賜って、本事業は、

子育てファーストタウンたるいにふさわしい事業の一つとして継続してまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

最後になりますけれども、学校給食センターの職員でございますけれども、子供たちのために、毎日笑顔で給食を食べる子供たちのことを思い浮かべながら調理をしていただいております。安心・安全でおいしい給食を提供していくためには、大きな責任を伴いながら仕事をいただいておりますのが現実でございますので、中川議員には御理解をいただけますようよろしくお願いを申し上げます、再質問の回答といたしたいと思います。

○議長（若山隆史君） 2番 中川泰一君。

○2番（中川泰一君） 御答弁ありがとうございました。

やはり垂井町民もこの事業を続けていくというのは大変望んでおる次第であると思いますが、日頃やっぱり給食センターの皆様方が本当に切になって子供たちのために一生懸命作っていただけるということを本当にいつも感謝しておりますので、引き続きまたおいしい給食を作ってくださいませよう、よろしくお願いします。これが垂井町の子供たちの安心・安全につながると思いますので、よろしくお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（若山隆史君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時44分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番 渡辺保彦君。

〔4番 渡辺保彦君登壇〕

○4番（渡辺保彦君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私からは、職員研修等についてということで質問をさせていただきます。

垂井町役場といった組織において、人材育成ということは非常に大切なことであります。

人材育成とは、一般的には企業等が業績を上げて経営目標等を達成するために、職員に必要なスキルの習得を促すことです。役場においても、行政を遂行し、住民サービスを向上させ、町民が暮らしやすい、よりよいまちづくりをするためには職員のスキルアップは大切であり、人材育成のための研修は職員の資質の向上のために必要不可欠であります。

通常、人材育成は職種や役職、経験年数などで対象者を分け、研修などを通して一律のスキル習得を目指します。また、日頃の業務を遂行するために必要な専門的な知識を習得するための研修等についても同様であります。

また、各職員が所属の課や係といった職場の統一の目標に向かって意識を共有することも大切です。全課員が事業の進捗状況や予算の執行状況を確認することも必要です。そのためには、

職場の人間関係を良好に保つことが必要です。

さらに、職務を遂行するためには、健康で仕事ができることが第一です。日頃の健康管理はもちろん、定期的に健康診断を受けて事前に異常を発見することも大切です。

また、最近では精神的な心のケアも問題になっています。悩み事など、職員のメンタルヘルスについての対応も必要です。

また、それに関連するかとはい思いますが、最近問題になっている各種のハラスメントと言われる問題についても対応が必要になっています。職場内でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、お客さんからのカスタマーハラスメントなどがあり、それに対応する窓口が必要になっています。

以上のようなことを踏まえて、計画的な人材育成と職場の活性化に取り組むための方針や計画といったものは策定されているのか。

そこで、職員研修等についてお尋ねします。

1つ、経験年数や役職や職務に応じた職員研修。新人研修や主任、係長、課長といった職務に応じた研修、その他の研修等を行っているのか。

2つ目に、職場における専門的な知識の研修。職務を遂行するために必要な専門的な知識の習得に関する研修はどのように行っているのか。

3つ目に、職場内での調整や課内打合せの実施。職場において各職員が共有しなければならない事項の打合せや課内の調整を行う課内会議等は必要不可欠であるが、どのように行っているのか。

4つ目、健康診断やメンタルヘルスの相談窓口、また内部通報窓口は。職務を遂行するためには健康が第一であります。職員の健康診断の実施方法や悩み事を相談できるメンタルヘルスの相談窓口はあるのか。また、最近問題になっている各種のハラスメントに対応するための内部通報窓口についてはどうなっているのか。

5つ目、計画的な人材育成や職場の活性化のための方針や計画等は策定されているのか。

以上について御質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 渡辺議員の御質問につきましてお答えをいたします。

5つ御質問をいただいておりますが、最初に1点目及び2点目の研修に関する事、それから5点目の計画的な人材育成や活性化のための方針や計画、こちらにつきましては職員研修全般を所管する立場からお答えをさせていただきます。

職員の研修につきましては、地方公務員法におきまして、職員にはその勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないと定められております。その上で、1点目の職員の経験年数、役職、職務に応じた研修につきましては、岐阜県市町村振興協会の市町村研修センターなどが実施をする研修を受講いたしております。

役職に応じた研修といたしましては、入庁1年目の職員を対象とした新規採用職員研修をはじめ、主事級職員は3年目から5年目研修を、主任級及び主査級職員は中堅職員研修を、その他係長級、課長補佐級、課長級の職員はそれぞれの役職ごとの研修に参加をし、それぞれに求められる役割や能力が身につくような取組を進めております。

次に、2点目の専門的な知識の研修につきましては、同じく市町村研修センターのほか、市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所、日本経営協会などの研修機関が開催をいたします職務の専門的な知識が習得できるような研修の受講に取り組んでおります。

また、近年はオンライン研修やeラーニングなど、限られた期間の中での効果的な、あるいは効率的な研修を、自己研さんを目的とした研修を、そういったものにも参加に取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、職員本人が関心を持って参加をしたいと望むような研修については、役職に関わらず手挙げ方式も採用しながら参加者の募集を行っているところでございます。

次に、本町で進めております内部研修でございます。

同じく1年目を対象とした新規採用職員研修を実施をし、町長の講話、人権講話、その他総務課職員によります服務、契約、財政、情報セキュリティなどの説明を行っております。本日も、この研修の一つといたしまして午前中に本年度の新規採用職員が議会の傍聴をさせていただいております。

また、前年度令和5年度でございますが、新たに入庁2年目及び3年目の職員を対象に、新しく法務、執務及び財政基礎研修を総務課担当者により実施をいたしました。条例、規則、財政の基礎的事項に関する研修でございます。こちらは、今後も隔年での実施を計画をしましてまいりたいと考えております。

このほか、外部研修によります研修では、本年度は係長級職員を対象とした財政マネジメント研修を実施をし、来週12月17日でございますが、行政手続法の基礎研修を予定をいたしているところでございます。

さらに、令和5年度からは職員の先進地視察研修を再開をいたしております。この研修は、課長補佐、または係長級職員、主査級職員、主任級職員の職員4名が一つのグループを構成をし、職務、役職、経験年数、所属する部署が異なる職員同士で、自分たちでテーマを決め、視察先や研修内容を計画をし、実際に視察に出向き、研修内容を報告をするという流れのもので、町の組織全体としても非常に意義のある取組であると考えております。

次に、5点目の計画的な人材育成や職場の活性化のための方針や計画等は策定されているのかについてでございます。

こちらは、同じく地方公務員法におきまして、地方公共団体は研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項、その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする定められており、本町では平成19年2月に垂井町人材育成基本方針を、また平成25年2月に垂井町職員研修指針を策定をし、計画的に研修を進めるよう努めているところでございます。

しかしながら、これらの方針、指針につきましては、いずれも策定後10年以上を経過いたしておりますので、今回、議員からいただきました御質問の趣旨も踏まえまして、この機会にこれらの見直しの必要性も含め、検討してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目の職場内での調整や課内打合せの実施につきましてお答えをいたします。本町では、毎月2回、1日と15日前後に定例の課長会議を開催をしております。

課長会議の終了後、各課においては、主に係長以上の職員や所管の施設長を対象に課内の打合せを実施し、情報の共有を図っております。

その際には、それぞれの課によって多少違いはあるかと思いますが、課内の行事の調整、あるいは事業や懸案事項に関する報告、連絡、相談なども行っております。

最後に、4点目の健康診断やメンタルヘルスの相談窓口、ハラスメントの内部通報窓口につきましてお答えをいたします。

まず、職員の健康診断につきましては、職員の性別、年齢に応じた健康診断を毎年実施をいたしております。診断の結果、精密検査の受検、あるいは医療機関への通院が必要となった職員につきましては、事後追跡調査を行うなど、健康管理に努めております。

メンタルヘルスについては、毎年職員へのストレスチェックを実施しており、ここで高ストレスとなった職員には、産業医との面談を薦めています。なお、メンタルヘルスに関する相談窓口は、総務課人事係にて担当をいたしております。

また、本町では教育委員会に臨床心理士が勤務しておりますので、所属長が心配な場合には教育長にも御配慮をいただき、職員からの相談も受け付けていただいているところでございます。

ハラスメントの受付窓口でございます。

本町では、令和3年に職員のハラスメントの防止等に関する規程を策定をいたし、相談の申出などの窓口を総務課に置いております。

以上、答弁とさせていただきます。

引き続き、経験年数、役職、職務に応じた研修、あるいは専門的な知識に関する研修を計画的に実施をし、人材育成を進めてまいりますとともに、職員の健康に留意をいたし、また課内の情報共有も含め、風通しのよい職場環境づくりに努めてまいります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 4番 渡辺保彦君。

○4番（渡辺保彦君） どうも御答弁のほう、ありがとうございました。

やはり人材の育成といいますか、それは本当に一番大切なことではないかな、いい人材が集まればいい行政ができますし、いい事務執行ができますし、それがひいては住民の行政サービスの向上につながるということになってきますので、ぜひとも引き続き、今お聞きしたとおり研修とかいろんな打合せとか、あと相談窓口等々を設けていただいておりますので、そこら辺を活用しながら今後も引き続きやっていっていただきたいなということをお願いしまして、私

の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

〔5番 小宅宏君登壇〕

○5番（小宅 宏君） 5番 小宅宏です。

議長より発言の許可を得ましたので、ただいまより一般質問を開始します。

一般質問1、こども園の3歳未満児の保育料と給食費の無償化を早期に実現を。

私は、2023年6月定例会においてこの質問を行いました。1年半経過し、再度この質問を行います。

前回の御答弁の中で、早野町政の1期目の2020年に中学校の給食費無償化事業、高校生までの医療費無償化事業、2021年に給食費無償化事業の小学校への拡充を開始するなど、これまでに着実に子育て施策等を進めてこられました。

2期目、2023年の町政スタートに当たり、町長は、「住んでよかった笑顔あふれる健幸なまち、子育てファーストタウンたるい」の実現に向けて、引き続き少子化対策、子育て支援を掲げられ、その中で特にこども園の3歳未満児の保育料の無償化、または給食費の無償化をマニフェストに掲げられました。実施予定時期につきましては、私の2期目の在任期間の中でしかるべき時期に着手してまいりたいと御答弁されましたが、1年半経過した今、どのようにお考えですか。

一般質問2. 加齢性難聴対策と補聴器購入費助成を。

認知症の大きな原因の一つと言われる加齢性難聴に対する取組が重要と考えます。聴力検査とその後の保健指導、補聴器の購入費の助成制度の導入を求めます。

認知症やフレイルの予防のために早期対応を。聴力低下に早期に対応し、認知症、フレイルの進行を緩やかにすることで、生活の質を維持し、社会交流を図りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように聴力検査を実施し、早期発見、保健指導を行うことが必要だと考えます。

購入費助成で補聴器利用者増を。誰もが補聴器を買えるようにしてほしい、そんな声が届き、独自の助成を行う自治体がこの1年で2倍近くに増えました。2022年12月、123自治体が、2024年1月4日現在239自治体に広がりました（年金者組合大阪府本部調べ）。

岐阜県下では、飛騨市、輪之内町、白川村、海津市、岐南町、高山市、関市、神戸町、安八町、9市町村で加齢性難聴者に対する自治体の補聴器購入費助成制度が始まっています。住民からは、制度があったから購入できた、聞こえるようになり、集まりにも行けるようになったなどの声が寄せられたといえます。

一般質問3. 国民皆保険制度を守るため現行保険証の存続を。

石破政権が12月2日に現行の健康保険証の新規発行をやめました。無理やりマイナ保険証に切り替えるために多くの反対に背を向け、利用者や医療現場に混乱をもたらすだけの強行。しかも、集めた個人情報をもうけの種にしようとしています。

保険証1枚あれば誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険は、1961年に始まりました。戦前はまともに医者にかかれず、戦後の50年代になっても国民の3分の1に当たる3,000万人が無保険の状態に置かれていました。しかし、国民の生存権を保障する憲法25条を守れる運動が沸き起こり、政府を突き動かし、皆保険が実現していきました。現行の健康保険証をなくすことは、みんなの力で勝ち取った制度を崩すことになりかねません。

皆さん、現行の健康保険証は絶対に捨てないでください。有効期限が切れるまで使用できます。マイナ保険証を登録していない方には、有効期限が切れる前に資格確認書が申請なしで自動的に送付され、資格確認書で病院にかかれます。

マイナ保険証一本化の問題点は、

1. 今まで自動で送付されてきた健康保険証、今後5年に1度申請しなければいけません。忘れる人が必ず出ます。今までなかった負担が患者、保険者、行政、様々なところにかかります。

2. 障がい者の方、高齢者の方、顔を認証できない。暗証番号を忘れてしまう。介護施設では、業務量の増加や個人情報の管理ができないなど様々な問題点が指摘され、病院に多くかからなければならない人ほどマイナ保険証を利用しにくいのです。

来年から施行予定のマイナ免許証は、従来の免許証と併用になっています。だったら、マイナ保険証を望む方、従来の健康保険証を望む方、選択制度にすべきです。現行の健康保険証は存続すべきです。

さきの総選挙では与党が過半数割れし、当選した議員の過半数は保険証廃止反対を唱えています。公約実現を迫り、国民皆保険制度を守るため、現行の健康保険証は存続すべきです。

以下、垂井町にお聞きします。

1. 10月、11月の町民の保険証に関する問合せ状況。
2. 10月28日よりマイナ保険証の解除が始まっていますが、その状況。
3. 町内の介護施設の管理者の方の御意見。
4. マイナ保険証を登録していて受診が困難な人、御高齢の方、障がいをお持ちの方は、申請で資格確認書を交付することになっています。その段取りと認定基準を教えてください。

以上です。

○議長（若山隆史君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、小宅議員の1つ目の御質問、こども園の3歳未満児の保育料と給食費の無償化の実施予定時期についてお答えいたします。

本町では、子育てファーストタウンを掲げ、安心して結婚、出産、子育てができ、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでおります。

一方、国においては、昨年末、子ども・子育て政策を抜本的に強化し、次元の異なる少子化対策を実現するための戦略であるこども未来戦略が閣議決定され、児童手当の拡充や大学など

の教育費負担軽減などが盛り込まれた施策が展開されているところでございます。

さらに、令和8年度からは、月一定時間までの利用枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる乳幼児通園支援事業、こども誰でも通園制度の本格実施も予定されております。そのような中、保育料無償化や給食費無償化の実施に当たりましては、前回の御質問の際にもお答えしましたとおり単年度で完結するようなものではなく、毎年度継続して支出が伴うものでございます。当然ながら、その財源も継続的に必要となつてまいります。

長期化する物価高騰などにより厳しい財政状況の中、持続可能なまちづくりのためには安定した財政基盤を維持していく必要がございます。したがいまして、実施時期につきましては、今後の町全体の事業、施策を見据えながら慎重に着手してまいりたいと考えております。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、小宅議員の大きい2つ目の御質問、加齢性難聴対策と補聴器購入助成をについてお答えさせていただきます。

この御質問につきましては、さきに行われました中村議員と同じ趣旨の御質問内容のため、答弁内容の重複について御了承を賜りたいと存じます。

認知症やフレイルの予防のためには、普及啓発活動、早期発見、早期介入などの取組が必要であることは十分認識しているところでございます。聴力検査や保健指導もそういった取組の一つではございますが、聞こえに不安がある方については、いかに耳鼻咽喉科の受診へつなげていくかが重要であると思われまふ。そのためには、より一層情報提供や普及啓発活動などに取り組み、早期発見、早期介入につなげていきたいと考えております。

本町では、難聴高齢者の補聴器の購入費の助成はございませんが、認知症対策やフレイル予防などの施策につきましては、高齢者タクシーの助成制度や認知症高齢者等の見守りシール、GPS購入費の補助制度、個人賠償責任保険制度、運動教室などを実施しているところでございます。限られた財源の中で、優先度や必要性などを見極めながら、難聴高齢者の補聴器購入の助成制度も含め、引き続き認知症対策やフレイル予防につなげるための高齢者への支援施策の充実に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の御質問のうち、3つ目の国民健康保険制度を守るため、現行保険証の存続をについてお答えをさせていただきます。

今月の2日から健康保険被保険者証の新規発行がされなくなり、医療機関を受診される場合には保険証の利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。移行に当たっては、医療機関での受診が円滑に行われるように、お持ちの保険証は有効期限まで引き続きお使いいただくことができます。国民健康保険に加入さ

れた方や住所変更された方などには、現在マイナ保険証の場合には資格情報のお知らせを交付し、マイナ保険証をお持ちでない場合には資格確認書を交付しております。

また、75歳を迎えられた後期高齢者医療保険に加入された方には、特例として来年の7月31日まで保険証の取得の有無に関わらず資格確認書を交付しております。

議員御質問の1点目、10月、11月の町民の保険証に関するお問合せ状況につきましては、制度改正の直前でもあり、9月までのおおよそ2倍のお問合せをいただいております。中でも、マイナ保険証登録をしてあるのかしていないのか記憶が定かでないため確認をしていただきたいという内容が多い状況でございます。その際、お手持ちのマイナンバーカードと役場窓口のタブレットを使いながら、住民の方と一緒に登録の確認をいたします。既に登録がお済みの方につきましては、医療機関で顔認証、または暗証番号の入力で受診できることをお伝えし、マイナ保険証の未登録の方については、登録を希望される場合にはその場で登録をしております。

また、12月2日以降は現在の保険証は使えないのですかというお尋ねも多くあります。お手持ちの保険証については記載されている有効期限まではお使いいただけることと併せて、有効期限が切れる前には資格情報のお知らせ、または資格確認書をお送りすることをお伝えしております。

次に、2点目の御質問、10月28日よりマイナ保険証の解除が始まっていますが、その状況についてでございますが、垂井町でも10月28日より解除申請の受付を開始しております。現時点で、国民健康保険、後期高齢者医療保険でそれぞれ申請の実績がございます。解除後は、従来の保険証をお持ちの方は引き続き御利用いただき、お持ちでない方には資格確認書を交付いたしております。

次に、3点目の御質問、町内の介護施設の管理者の方の御意見についてでございますが、介護施設でのマイナ保険証の取扱いについては、マイナンバーカードの紛失などを危惧され、保管については一様ではございません。

マイナンバーカードには顔認証マイナンバーカードがあり、そうした不安がある方のため、番号の設定を不要としています。医療機関を受診する際は、暗証番号なしで顔認証により本人確認を行うことができます。ただし、顔認証マイナンバーカードへの設定切替え後は、住民票などのコンビニエンスストアでの交付やカード取得者向けサイトマイナポータルの利用はできなくなります。本人確認書類や健康保険証としてのみの利用となります。顔認証がしづらい場合には、本人の顔と顔認証マイナンバーカードの写真を病院や薬局の職員が目視して確認することもできます。

現在、マイナンバーカードの普及促進のため、介護施設などの福祉施設に入所されている方が取得を希望される際に戸籍係職員が施設へ赴き、申請から交付までの手続を行っております。希望される施設、希望しない、検討中などがございますが、入所者の方の状況、御家族の支援など、環境は様々であり、介護施設の方針も異なるところでございます。

次に、4点目の御質問、マイナ保険証を登録していて受診が困難な人、御高齢の方、障がい

をお持ちの方は、申請で資格確認書を交付することになっていますが、その段取りと認定基準についてでございますが、マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診が困難な高齢者、障がいをお持ちの方などの要配慮者については、申請により資格確認書を交付することとなっております。

受診が困難な人が抱える問題については様々であると想定され、認定基準については厚生労働省保険局の事務連絡において一律の基準を定めることは困難との考えも示されており、マイナ保険証と資格確認書の両方を所持することになるため、慎重に交付しなければいけません。町としましては、御本人による申請が難しい場合には親族等の法定代理人や介助者などによる代理者からも十分聞き取りを行い、判断してまいります。

始まって間もない保険証については不安を抱えている方も現実お見えであることと思いますが、引き続き丁寧で分かりやすい説明を行い、安心して御利用いただけるよう周知を図ってまいります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 1番のこども園の3歳未満児の保育料、給食費の無償化の件について質問します。

来年3月議会が予算議会となりますので、早野2期町政は残り2年ということで、ぜひとも3月議会の前に財政のやりくりをきちっとやっていただいて、複数年にわたって3年目に保育料を無償化、4年目に給食費の無償化ということで、在任期間中にぜひともやっていただきたいと思っております。

2番目の加齢性難聴対策と補聴器購入費助成のところで質問します。

先ほどの質問の中で、補聴器購入助成の自治体が非常に増えているということを発表したんですが、2024年1月4日現在で230自治体。ですから、24年の数がそれは入っていないんですよ。

ちなみに、この西濃地域では神戸町、安八町が4月から実施、助成がされております。ですから、時代の流れとなっておるように思っていますが、どう思われますかという質問です。

○議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 小宅議員の再質問にお答えいたします。

私どもも確認しておりますが、令和6年4月から安八町と神戸町において実施をされている状況でございます。西濃管内におきましては、そのほかには海津市、輪之内町が実施をされているところでございます。

西濃管内でもされているところは徐々に増えている傾向にはあるかと思っておりますけれども、やはり先ほども御答弁申し上げましたけれども、限られた財源の中で優先度や必要性を見極めながら一つずつ、これに限らず施策の充実に努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 3番目の、国民皆保険制度を守るために現行の健康保険証の存続をということで質問します。

青森県六戸町では、12月4日水曜日に国民健康保険のマイナ保険証移行作業での医療費の負担割合を誤発表の事件が起きました。671件、誤登録。具体的に内容を言いますと、2割負担をるところを3割負担と登録したのが659件、10割負担するところを3割負担と登録したのが12件で、合わせて671件でございました。

住民課の担当課長、この事件を御存じですかという質問です。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再質問にお答えさせていただきます。

申し訳ございません、存じ上げておりませんでした。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） これはインターネットで全部、読売新聞、青森放送、全部4か所くらいインターネットで検索できますので御覧ください。

その内容については、町が調査確認をしたところ、町民のデータを管理しているシステムと医療機関が患者の情報を確認できるシステムが正しく連携されていなかったことが分かりました。その原因は、六戸町から作業を委託されたシステム業者からの作業手順のミスでした。町は、システム業者との情報共有を行いながら適正な運用を徹底するとしていきますというふうに一応書かれておりましたので、ここら辺のところもぜひもう一度見ていただきたいということです。

質問をもう一つ。

マイナ保険証の更新の2025年問題というのがあります。それは、更新を忘れるとマイナ保険証が使えないと。それでですね、来年ですね、2025年に約2,800万人が更新をしなければ保険証として使えないという事態が生じます。

現在ですね、11月21日現在、マイナ保険証の登録者数は7,747万人がマイナ保険証を登録しています。ですから、この2,800万人というのはマイナ保険証の登録者数の36%に当たるんですね。だから、3分の1以上の方がきちんと更新をしないと無保険状態になるということが生じますので、この垂井町でも2020年に登録した方がたくさんいらっしゃると思いますので、その対策をお聞きしたいということです。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 小宅議員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

2025年、いわゆるマイナンバーカードを取得されてから電子証明書の更新が5年後に訪れるということで、この先ほどの10月、11月から9月にかけて2倍の方が来ているというようなお話もさせていただきましたけど、今後、11月以降、12月以降も非常に多くの方の更新者が見込まれております。

こちらの5年更新の際には、電子証明書の更新ということで5回目の誕生日を迎えられる3

か月前に国のほうから、J-L I Sのほうから更新の御案内は行きます。そちらの御案内とともに、広報等でも更新の方が多いいということでそういった方への御案内というか、通知も強めていかななくてはいけないなということと、あとこの2025年問題と言われたところへの対応につきましては、また予算等で御審議いただくことにはなるかと思えますけれども、こちらのほうの体制的にもそういったところで予算措置を考えていかななくてはいけないなということで今考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（若山隆史君） 5番 小宅宏君。

○5番（小宅 宏君） 答弁ありがとうございました。これで一般質問を終わらせていただきます。

また常任委員会とか次の3月の一般質問なんかでどんどん討論を皆さんと行っていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（若山隆史君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時06分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 富 田 栄 次